

恵庭市基幹相談支援センター運営事業者公募要領

恵庭市では、標記業務を実施するにあたり当業務の品質を確保するとともに、業務の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、運営を受託する運営事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

1. 募集方式

(1) 公募型プロポーザル方式

公募による募集とし、本公募要領に定める参加資格等を満たす応募者から恵庭市基幹相談支援センター事業の設置及び運営に関する具体的な提案を受け、その審査及び評価を行った上で、当該委託業務に最も適した受託者予定者を特定する。

(2) 公募型プロポーザル方式実施理由

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者にとって地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたり、相談しやすい窓口体制の構築、障がい者の虐待の防止等の援助、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、関係機関のネットワークづくり及び地域づくりを推進することにより、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことを目的に、業務委託にあたっては、価格競争という視点ではなく限られた事業経費の範囲の中で、市が求める基本姿勢を踏まえ、障がい者へのより良い支援を提供できる事業者を選定する必要がある。よって事業者選定過程の透明性の確保とともに、事業者から事業実施の方策について具体的な提案を受けることにより支援の充実・拡充が期待できるため公募型プロポーザル方式を実施する。

(3) 設置場所

恵庭市内に、基幹相談支援センター事業を実施する事業所1箇所を受託者が準備し設置することとする。

※障がい者等が利用しやすい場所に設置することが望ましい。また、地域近隣住民の理解が得られるよう配慮すること。

※恵庭市障がい者相談支援センターと隣接しない別の場所に設置すること。

※建物が建築基準法や消防法等の関係法令に適合していることを確認すること。

2. 業務概要

(1) 業務名

恵庭市基幹相談支援センター事業

(2) 目的

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者にとって地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたり、相談しやすい窓口体制の構築、障がい者の虐待の防止等の援助、権利擁護のために必要な援助を行うとともに、関係機関のネットワークづくり及び地域づくりを推進することにより、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことを目的に設置する。

(3) 業務内容

「別紙1 恵庭市基幹相談支援センター事業仕様書」のとおり

(4) 事業実施方法

本市と業務委託契約を締結し、本市が示す事業目的や内容で実施する。

(5) 委託料提案見積り金額の上限額（消費税は内税）

29,325千円

※市の予算の範囲内とする。

※上限を超えた提案は受理しない。

(6) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※契約は単年度ごととするが、良好に業務が遂行されている場合、最長で5年間（令和13年3月31日まで）は随意契約に基づく継続した業務委託を想定している。

3. 担当部課

〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市保健福祉部障がい福祉課 主査 吉野裕太
T E L 0123-33-3131 (内線1215) F A X 0123-32-1155
E-mail syougai-fukushi@city.eniwa.hokkaido.jp

4. 参加資格

参加資格は、下記(1)～(8)に示す条件をすべて満たす者であることとする。

- (1) 社会福祉法人、公益法人、NPO法人等の法人格を有する団体。
- (2) 法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業所を運営する法人であること。(令和7年度中にサービス等を提供予定のものを含む)
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成21年1月15日改正)の規定による指名停止期間を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年12月13日法律第154号)による更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年12月22日法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 恵庭市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は同条第4号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (7) 現に運営している事業がある場合、直近の監査・実地指導等において重大な指摘を受けていないこと。また、本市において事業の運営を行うに当たり安心・安全の確保に疑義が生じていないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、市町村税の滞納がないこと。

5. 公募要領の配布

- (1) 期 間 令和7年8月27日(水)～令和7年9月16日(火)
8時45分から17時15分(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く)
- (2) 場 所 「3. 担当部課」に同じ。
なお、公募要領は、恵庭市ホームページにも掲載する。

6. 質疑の受付及び回答

- (1) 対 象 者 参加希望者のうち手続き及び企画提案書作成等に関する質疑がある者
- (2) 提出方法 「別紙2 質疑書」を持参、ファクス及び電子メールで提出すること。
- (3) 提出期限 令和7年9月1日(月)～令和7年9月9日(火)必着
なお、持参の場合の受付時間は9時から17時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く)とする。
- (4) 提 出 先 「3. 担当部課」に同じ。
- (5) 回答方法 9月12日(金)までに質問した者全てに回答すると共に、恵庭市ホームページにおいても質疑応答の内容を公表するものとする。

7. 参加申込

- (1) 申込方法 下記の書類を持参又は郵送(書留郵便に限る)で提出すること。
- (2) 提出書類 「様式1 恵庭市基幹相談支援センター事業 公募型プロポーザル参加申込書」及び添付資料
- (3) 提出期間 令和7年9月1日(月)～令和7年9月16日(火)17時必着
なお、持参の場合の受付時間は9時から17時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く)とする。

(4) 提出先 「3. 担当部課」に同じ。

8. 企画提案者の選定

市は、参加申込者の資格審査を行い、適格と認める事業者を企画提案者として選定する。
市は、令和7年9月中旬までに企画提案者に審査結果を文書で通知し、企画提案者に対しては企画提案書の提出を要請する。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①「様式2 企画提案書」

②事業計画書（任意様式） ・事業を運営するにあたり具体的な取組み方法や内容を記載すること

③見積書（任意様式） ・法人名と代表者名の記載、代表者印を押印すること
・提案上限額以内の見積もり金額を記載すること
・項目、数量、単価、諸経費等を分類し記載した内訳書を添付すること

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること

(3) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

(4) 提出期限 令和7年10月1日（水）17時必着

(5) 提出先 「3. 担当部課」に同じ。

(6) 留意事項 本事業における具体的な取組み方法や考え方について提案を求めるものであり、本要領に記載された事項以外の内容を含む企画提案等については無効とする場合があるので注意すること

10. 提出書類の取扱い

(1) 参加申込書及び企画提案書等の提出をもって公募要領の記載内容に同意したものとする。

(2) 参加申込書及び企画提案書等の作成に要する全ての経費は、事業者の負担とする。

(3) 企画提案書等の著作権は作成者に帰属するものとする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(5) 企画提案書等の提出後は、記載内容の変更は認めないものとする。

(6) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は無効とする。

(7) 参加申込書及び企画提案書等は、プロポーザル実施のためにのみ使用し、複製をすることができるものとする。

(8) 提出書類は恵庭市情報公開条例（平成6年12月28日条例第18号）の規定による請求に基づき、同条例第10条に規定する非公開情報を除き、請求者に開示することができるものとする。

(9) 参加申込書受付後に参加を辞退する場合は「辞退届」を提出すること。

11. 審査方法等

(1) 審査方法

恵庭市障がい者相談支援事業・基幹相談支援事業プロポーザル審査会設置要綱において、提出書類・プレゼンテーション・ヒアリングに基づき、審査項目ごとに採点の上、最も評価の高い提案者を受託予定者として決定する。なお、総合評価の結果、総合得点が得点率6割に満たない場合は欠格とする。

委員会は有識者、市職員等で構成する。また議事内容は非公開とする。

(2) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

審査会において企画提案内容をより理解するため、次のとおり審査を行う。

①実施日時：令和7年10月15日（水） ※詳細は企画提案者に別途通知

②実施方法：1者ずつの呼び込み方式で1者あたり説明15分以内・質疑応答20分程度。説明者は補助者を含め3名までとする。事前に提出

された企画提案書の内容について行うものとし、記載のない事項に関する説明や追加資料の提出は認めない。

(3) 選定結果

令和7年10月下旬に、提案者全員に書面により通知するとともに、市ホームページにて公表する。なお、審査会は非公開であるため、選定経緯及び理由に関する問い合わせには応じないものとする。

(4) 審査項目・審査基準

審査項目	評価基準
1. 法人の運営状況 ①法人の運営理念・基本方針 ②法人の運営実績 ③法人の経営状況	目的意識や意欲を有し、かつ営利目的ではないか センターの運営に活かせる実績をもっているか 継続的に安定して運営することができるか
2. 基幹相談支援センター運営に関する企画提案 ①本公募への応募理由 ②センター運営理念・基本方針 ③職員採用・配置計画 ④職員育成計画 ⑤関係機関との連携及びネットワーク構築に関する考え方 ⑥収支計画の適正性	目的意識や意欲を有し、かつ営利目的ではないか 基幹相談支援センターの設置目的に基づき、中立・公正な事業運営となっているか 基幹相談支援センターの効率的な運営について考えられているか 利用者のニーズの把握について考えられているか 関係法令等の遵守について考えられているか 職員の資格要件や配置基準を満たしているか 目的を達成するための職員の能力開発・自己啓発に対する取組みや研修の計画があるか 職員の定着の工夫及び職場の環境づくりの方策があるか 福祉関係事業所や相談支援事業所、医療機関との連携に対する考え方がしっかりしているか 効果的な運営のための恵庭市との連携に対する考え方がしっかりしているか 提案内容に無理がなく実現可能な計画になっているか
3. 基幹相談支援センターで実施する事業に関する企画提案 ①相談支援事業 （障がい者相談支援事業、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業） ②障がい者虐待防止センター事業 ③地域移行・地域定着の促進の取組	障がい者相談支援事業に関する考え方や具体的計画があるか 障がい者虐待防止センター事業に関する考え方や具体的計画があるか 地域移行・地域定着の促進の取組に関する考え方や具体的計画があるか
4. 施設・設備及び事業管理運営に関する企画提案 ①施設及び設備の設置、維持管理 ②苦情の対応 ③危機管理体制（事故防止対策・防犯対策・災害等緊急対応） ④個人情報の管理方法及び職員等への指導方針 ⑤人権擁護、虐待防止等への措置	センター事業を実施する施設及び備品が確保されている又は確保できる見込みがあるか 苦情対応の処理の体制はしっかりできているか 危機管理体制は利用者の安全が確保された内容となっているか 個人情報の保護管理意識を有しており、保護管理の体制がしっかりできているか 利用者の人権擁護、虐待防止等のため必要な体制がしっかりできているか

12. 契約の締結

- (1) 市は、選定結果の通知後、受託予定者と提案内容に基づき、業務開始に向け協議を行う。受託予定者は、提案書により提示された見積価格の金額を上限とし、業務内容について委託契約する。
- (2) 市は、契約締結後においても、受託者が本提案における失格事由又は不正を認める行為が判明したときは、契約を解除できるものとする。

13. スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 公募要領の配布 | 8月27日（水）～9月16日（火） |
| (2) 質疑の受付 | 9月1日（月）～9月9日（火） |
| (3) 質疑の回答 | 9月12日（金）まで |
| (4) 参加申込書の受付 | 9月1日（月）～9月16日（火） |
| (5) 企画提案者の選定 | 9月中旬 |
| (6) 企画提案書等の受付 | 9月17日（水）～10月1日（水） |
| (7) 審査会 | 10月15日（水） |
| (8) 結果通知 | 10月下旬 |
| (9) 引継ぎ | 12月～令和8年3月 |

(10) 委託開始予定

令和 8 年 4 月